

昭和五七年八月二十六日

大阪府西成警察署

司法警察員

警部補

大阪府西成警察署長

司法警察員

警視正

殿

釜日労・争議団による就労申告書制度廃止  
反対の街宣許可申請に伴う事前相談の応対状  
況について

昭和五七年八月二十六日釜ヶ崎日雇労働組合執行委員が来  
署し就労申告書制度廃止反対の車両使用による街頭宣伝  
についての事前相談の応対状況は次のとおりであったので報

削字

一 第一回目応対の状況 記

(一) 応対日時

昭和五七年八月二六日

午前八時五三分から午前九時三五分の間

(二) 相手側

氏名

[Redacted Name]

生年月日 昭和一六年二月四日生 四一歳

(三) 応対者

大阪府西成警察署交通課

警部 [Redacted]

警部補 [Redacted]

大阪府西成警察署警備課

警部補 [Redacted]

巡査部長

(四) 応対場所

当署二階談話室

(五) 北ノ間の申し立て内容

は本職らの事情聴取に対して

了 目的

就労申告書制度廃止問題に関する反対の街  
宣活動

イ 期間

昭和五七年八月二七日から三日ないし五日間のいず  
れも午前六時から午後八時の予定

で釜ヶ崎日雇労働組合の活動として特にあいりん地  
区、大正区、主要ターミナルを重点に大阪市内一円におい  
て街頭宣伝を行いたいが使用車両については、ライト

バンを利用するつもりであるが現在のところ判明して  
いないとの事であった。

(六) 行政指導の実施

前記申~~書~~書~~件~~件~~に~~に~~対~~対しあいらん地区の特殊性及び五  
月二七日夜の街宣が原因となった不法事案発生等  
にかんがみ、あいらん地区での街宣活動は思いと  
どまる様一亩三に亘り指導を実施した。

(七) 本職等の指導に対する反応前記指導に対し

この街宣計画は去る二四日の執行委員会で決定  
されたもので私が代表して来たものである。私一  
人で中止するわけにはいかない、申請書を提出  
し不許可になればなったで弁護士とも相談し準  
抗告の措置をとりたいので、許可するか不許可に  
するの文書でしてほしいとの事であったが、車の



大阪府西成警察署交通課

警部

警部補

大阪府西成警察署警備課

警視

巡查部長

(四) 応対場所

当署相談室

(五) 相手側の申し立て内容

街宣の時間を午前八時から午後八時まで、期間を一ヶ月使用の範囲を条件なしの大阪市内二円と云う事で申請したいので受理してほしいとの事であった。

(六) 行政指導の実施

前記申し立てに対し改めて地区内の特殊性及び五月二七日夜の不法事案の発生等、第一回目と同じく説明地区内での街宣を中止する様に指導したが、中止する気はないと申請の意向が強いため、更にあいりん地区内における夜間街宣をはずす様指導した。

(七) 相手側の反応

前記指導に対し両名の者は

ア 対象があいりんのアンコを対象としているので仕事から帰ってくる夜間をはずせば街宣の意味がない

イ 申請を受理し出すものは出してくれ

ウ 西成署で許可してくれないのなら別の方法がある。

と申し立て指導に応ずる様子は全く認められなかった。

(八) その他

申請用紙がほしいとの事であったため、署備付けの申請用紙代二枚分二〇円をもらうと伝えたところ領収書をくれ、金をとれば領収書出すのはあたりまえやないかなどと申し立てたため領収書は出せないいやだったら道交法施行規則に定めた様式で出してもらえれば良いと申し告げ道路交通法施行規則第二〇条に定める別記様式第六に定める様式を示したところ、本屋に行つて調べてこのとおりの内容で提出し、まゝと云つて同日午後五時一五分退署した。

以上

右は謄本である

昭和二十年八月三日

大阪府警察本部警備第二課

司法警察員

警部補



